

自動車共同使用基本契約約款

第1条（共同使用の目的）

自家用自動車(以下車両という)の共同使用について車両の所有者である株式会社ビジョナグループ・株式会社ビジョナリング・株式会社ビジョナリー・ビジョナトレーディング株式会社（以下、**所有者**）及び共同使用者（運転者・代理人）（以下、**ユーザー**）は、相互利益の尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って、会員サービス「**ビジョナカレント**」に登録された、当該車両に関して、共同使用基本契約を以下の通りに締結する。

第2条（サービスへの加入・共同使用車両の利用）

1. ユーザーは、所有者が提供するサービス「**くるペット**」に会員登録し加入することにより、会員サービス「**ビジョナカレント**」に登録された、当該車両を利用することが出来る。
2. 車両利用に関して、複数人で利用の場合、グループ内1名が「**くるペット**」に加入することにより、利用可能となり、ユーザーグループ全体が本件に係るすべての約款に同意したものとする。
3. 所有者は、ユーザーの「**くるペット**」へ加入に関する情報提供、会員サービス「**ビジョナカレント**」への車両登録を本件約款の定めに基づき車両登録し、ユーザーへ「**ビジョナカレント**」を通じて情報提供する。

第3条（使用目的）

1. 車両の使用はユーザーによる私的使用に限り、営業目的に使用しない。
2. SNS等に投稿する場合、所有者に承諾を得る事。

第4条（使用方法）

- ① 利用を希望するユーザーは、予め「**ビジョナカレント**」「**くるペット**」より予約を行う。
- ② 車両の鍵は、利用する時のみ所有者から預かり、利用後速やかに返却する。
- ③ 所有者及びユーザーは、利用時・返却時に運行確認シートに記録し互いに確認する。
- ④ 所有者は、緊急時等速やかに連絡できるように連絡先を提供する。
- ⑤ ユーザーは、基本的な始動点検を利用開始時に各自行う事とする。
- ⑥ 共同使用料・燃料精算等が発生した場合は、「**ビジョナカレント**」「**くるペット**」ページ内で精算をする。
- ⑦ 保険及び補償は、ユーザー所有の車両に付随する、他社運転特約を利用する。
- ⑧ 他社運転特約が利用できない場合は、所有者が提供する「1day保険」を利用する。
修理金額が保険支払額を超えた場合、ユーザーがその超えた修理代金を全額負担する。

第5条（使用責任）

1. ユーザーは、利用車両を使用して、事故、第三者又は所有者に損害を与える等の責任が生じる場面が起こった場合は、その時実際に使用していたユーザーが全責任を持ち、適切な処置を行う。複数人での利用の場合、ユーザーグループ全員に連帯して、所有者は求償することが出来る。また、保険使用の場合、免責金額等は事故等を起こしたユーザーが全額負担する。次に定める措置をとること。
 - ・事故の発生時、直ちに最寄りの警察へ連絡をする。
 - ・直ちに事故の状況を所有者に報告し所有者の指示にしたがう。
 - ・ユーザー契約の保険会社への連絡をする。
 - ・事故に関し、所有者の調査に協力し、保険会社の調査にも協力する。
 - ・事故に関して、相手方と示談その他の合意をするとき、予め所有者の承諾を得る事。
2. ユーザーは、盗難が発生しその他の被害をうけたときは、次に定める措置をとる
 - ・直ちに最寄りの警察へ通報する。
 - ・直ちに被害状況等を所有者に報告し、所有者の指示にしたがう。
 - ・盗難、その他の被害に関し所有者が契約している保険会社の調査に協力すること。
3. 違法駐車・道路交通法違反の場合の措置について、次に定める措置をとる事
 - ・ユーザーが利用車両に関し、道路交通法違反をし、警察及び公安委員会から、車両の移動及び撤去を求められた場合、速やかに指示に従う事
 - ・ユーザーは上記にかかる反則金等が発生した場合、ユーザー自らの責任と負担で、違反等に係る費用・反則金等全てを支払すること。
 - ・ユーザーが所定の期日までに、上記反則金及び費用を納付せず、所有者に負担・損害等が発生した場合、所有者は、ユーザーに賠償金を請求することが出来る。
 - ・支払の遅延・債務不履行等が発生した場合、所有者はユーザーの同意を得ずに、本サービス並びに、「くるペット」の会員登録を解約することができる。再登録は出来ないものとする。ユーザーは解約にともなう違約金の負担をすること。

第6条（管理責任）

車両の管理責任は所有者がもち、定期点検・維持管理を行う。所有者は、車両管理責任者を決め、管理を行う。それぞれのユーザーは、使用前に自主的に点検や整備を行い、不具合があった場合は、必要な措置をとり、早急に車両管理責任者及び所有者へ連絡を行う。

第7条（関連法令の遵守）

ユーザーは関連法令の遵守義務を励行し、車両の運用及び管理ならびに保安に当たる。

第8条（維持費用）

所有者が提供する車両の通常必要費及び保存の費用は、ユーザーが支払う共同使用料

から「ビジョナカレント」を通じて各車両の分担額に応じて精算する。

第9条（使用权の譲渡の禁止）

ユーザーは、車両を所有者に無断で第三者に使用させたり、本契約に基づく権利・債権債務及び契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

第10条（契約の解除等）

1. 所有者が、車両の使用方法が目的に沿っていない、もしくは必要性がないと判断した場合、ユーザーは全ての権利を手放し車両の返却を行う。

2. 本約款に定める規則に違反したユーザーは、所有者の定款に定める規則に沿って、所有者は、契約の解除を行う事ができる。

3. ユーザーは、退会届を提出することにより、任意にいつでも共同使用に関する契約を辞めることができる。

第11条（その他）

1. ユーザーは自動車免許証のコピーを所有者に提出し、所有者、もしくは、所有者が委任する担当者が免許証情報の管理を行う。責任者がユーザーの自動車免許証に変更がないか確認を行う。

2. 本契約に関して紛争が生じた場合、ユーザーは関係法規、慣習に基づき誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

【所有者 代表】

住所：東京都立川市高松2-39-20

氏名：株式会社ビジョナグループ